

学校保健安全法に基づく出席停止について

静岡大学

学校保健安全法における学校感染症について、学校保健安全法施行規則第 18 条の規定により出席停止の取り扱いをいたします。この期間は、治療に専念していただくようお願いします。
 なお、回復して授業に出席する際には、医師の診断を受け下記の証明書を保健センターへご提出ください。

- ◎ 学生が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあったり又はかかるおそれのある時には出席を停止させることができますことになっています。(学校保健安全法18条)
- ◎ 学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

診断を受けたらすぐに保健センターへ電話

感染症名	対象疾病	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、マールブルグ病、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体が SARSコウウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(病原体が MERSコウウイルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ(感染症法に規定する)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または 5 日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	主治医において伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の伝染病	伝染のおそれがないと認めるまで 条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる伝染病

※出席停止の期間は感染症の種類に応じて、だいたい基準が定められていますが、病状には個人差もありますので、合併症の起こらないように十分休養し、主治医の指示に従うよう注意してください。
 ※感染を防止するため、出席停止中は、友達との接触は避けてください。

証明書

静岡大学行

学部

学科・課程

学籍番号

氏名

上記の学生は 病名

のために

受診日 月 日から

の安静加療が必要なことを証明します。

<付記>

平成 年 月 日

住所

①保健センター		→ ②各学部学務係	
確認日	印	確認日	印
授業担当教員に提示(授業出席時)			

医療機関名

印

医師氏名